

社会福祉法人東陽会  
役員等報酬規定

第1条 この規定は、社会福祉法人東陽会の役員等の報酬に関し定める。

第2条 役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任解任委員とする。

2 但し、社会福祉法人東陽会において、職員給与が支給されている役員等に対して報酬は支給しない。

第3条 役員等の報酬は、1回1日につき1万円とする。

2 当法人の役員報酬の総額は事業年度において50万円以内とする。

付則 この規定は、平成15年 3月19日から施行する。

一部改定	平成15年12月12日
一部改定	平成18年 5月28日
一部改定	平成21年 5月28日
一部改定	平成22年 8月19日
一部改定	平成27年 9月 3日
一部改定	平成29年 3月31日
一部改正	令和 2年 6月19日